

第6部 地域生活と就労への支援

—奈良県障害福祉計画（第3期）—

第6部では、障害のある人の地域生活と就労への支援及び障害福祉サービス等の確保に関する事項について、障害者自立支援法第89条第2項に基づく「奈良県障害福祉計画」（第3期計画）として、数値目標とその達成に向けた取組を定めるものです。

数値目標については、制度改正をはじめとする社会状況の変化に応じて、今後所要の見直しを行うこととします。

[目 次]

I. 第2期計画の進捗状況及び評価	1
1. 第2期計画の達成及び進捗状況	1
2. 第2期計画の評価	8
II. 地域生活と就労への支援	9
1. 地域生活への支援	9
(1) 現状と課題	9
(2) 数値目標	9
(3) 達成に向けた取組	10
2. 就労への支援	12
(1) 現状と課題	12
(2) 数値目標	12
(3) 達成に向けた取組	13
III. 障害福祉サービス等の確保	14
1. 障害者自立支援法のサービス体系	14
2. サービス見込量及び確保のための方策	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	19
(4) 相談支援	20
(5) 県が実施する地域生活支援事業	21
IV. 人材育成	22
1. 障害者ケアマネジメントによる相談支援に関する人材育成	22
2. 障害程度区分認定に関する人材育成	24
3. 訪問系サービスに関する人材育成	26
4. コミュニケーション手段に関する人材育成	26
5. 喀痰吸引等に関する人材育成	26
用語の解説	27

I. 第2期計画の進捗状況及び評価

1. 第2期計画の達成及び進捗状況

(1) 数値目標の進捗状況

① 地域生活への移行

平成17年10月に施設入所していた人のうち、平成24年3月末までに地域生活へ移行する人は158人となる見込み。目標値156人に対する進捗率は101.3%となる見通しです。

地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実やグループホーム・ケアホームの整備等により地域における支援体制の整備・充実を図るとともに、研修等を通じて地域生活移行への意識向上に努めた結果、地域生活移行者数は目標を上回る見通しとなっています。

【施設入所から地域生活移行】

平成17年10月現在の施設入所者数	1,407人
平成23年度末までの地域移行者数（目標）	156人
平成22年度末までの地域移行者数（実績）	137人
平成23年度末までの地域移行者数（見込）	158人

県内精神科病院入院者のうち入院期間が1年以上の人は、平成21年6月30日現在で1,575人、平成22年6月30日現在で1,567人、平成23年6月30日現在で1,544人とほぼ横ばいの状況が続いています。

精神科医師、看護師、精神保健福祉士等が平成21年6月現在で入院期間が1年以上となる人を対象に退院困難要因を評価したところ、「病状が不安定」、「現実認識が乏しい」等の本人要因が66.5%、「家族がサポートする機能がない」、「家族が退院に不安を持っている」等の家族要因が14.4%、「住まいの確保ができない」、「退院後サポートする人的資源が乏しい」等の地域・施策要因が2.9%でした。

また、入院期間が1年以上の入院者数の約半数が65歳以上となっています。

② 一般就労への移行

就労促進に向けた各種施策に取り組んだ結果、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成22年度の1年間で79人、平成17年度実績の20人に対し約4倍に増えており、平成23年度の1年間においても81人となる見込みで、目標値74人を上回る見通しとなっています。

職業紹介状況は、平成20年度の就職件数431人、就職率40.1%に対し、平成22年度は522人、42.7%と増加しています。また、求職登録者数は、平成20年度末6,220人に対し、平成22年度末7,269人と1,049人増加し、就業中の人も3,427人に対し、3,714人と287人増加しています。

一方、平成20年度の民間企業実雇用率1.85%、雇用障害者数1,180人に対し、平成22年度には2.08%、1,566人と増加しており、実雇用率及び雇用率達成企業の割合は全国平均を上回っています。

今後も、福祉・労働・教育等の就労支援関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害のある人やその家族等に対し、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図りながら、障害のある人たちの一般就労を進めていく必要があります。

【福祉施設から一般就労移行】

平成23年度中の一般就労移行者数（目標）	74人
平成22年度中の一般就労移行者数（実績）	79人
平成23年度中の一般就労移行者数（見込）	81人

《参考》職業紹介状況

(件)

	17年度末			18年度末			19年度末		
	新規求職申込件数	就職件数	就職率	新規求職申込件数	就職件数	就職率	新規求職申込件数	就職件数	就職率
身体障害者	644	232	36.0%	550	263	47.8%	565	220	38.9%
知的障害者	227	117	51.5%	240	112	46.7%	232	148	63.8%
精神障害者	124	47	37.9%	159	61	38.4%	189	62	32.8%
その他	10	1	10.0%	18	6	33.3%	15	2	13.3%
計	1,005	397	39.5%	967	442	45.7%	1,001	432	43.2%

	20年度末			21年度末			22年度末		
	新規求職申込件数	就職件数	就職率	新規求職申込件数	就職件数	就職率	新規求職申込件数	就職件数	就職率
身体障害者	631	229	36.3%	635	255	40.2%	644	259	40.2%
知的障害者	252	125	49.6%	261	135	51.7%	258	161	62.4%
精神障害者	179	71	39.7%	208	81	38.9%	285	92	32.3%
その他	14	6	42.9%	39	6	15.4%	35	10	28.6%
計	1,076	431	40.1%	1,143	477	41.7%	1,222	522	42.7%

《参考》求職登録状況

(人)

		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他		計	
求職登録者数	17年度末	3,702		1,765		396		31		5,894	
	18年度末	3,466		1,781		446		37		5,730	
	19年度末	3,623		1,894		563		42		6,122	
	20年度末	3,587		1,911		677		45		6,220	
	21年度末	3,867		2,006		763		71		6,707	
	22年度末	4,130		2,121		926		92		7,269	
有効求職	17年度末	1,141	30.8%	325	18.4%	211	53.3%	14	45.2%	1,691	28.7%
	18年度末	1,001	28.9%	364	20.4%	241	54.0%	17	45.9%	1,623	28.3%
	19年度末	867	23.9%	326	17.2%	238	42.3%	15	35.7%	1,446	23.6%
	20年度末	874	24.4%	331	17.3%	250	36.9%	16	35.6%	1,471	23.6%
	21年度末	777	20.1%	302	15.1%	231	30.3%	36	50.7%	1,346	20.1%
	22年度末	790	19.1%	306	14.4%	281	30.3%	49	53.3%	1,426	19.6%
就 業 中	17年度末	1,954	52.8%	1,237	70.1%	95	24.0%	10	32.3%	3,296	55.9%
	18年度末	1,886	54.4%	1,245	69.9%	98	22.0%	12	32.4%	3,241	56.6%
	19年度末	1,950	53.8%	1,302	68.7%	134	23.8%	14	33.3%	3,400	55.5%
	20年度末	1,956	54.5%	1,290	67.5%	170	25.1%	11	24.4%	3,427	55.1%
	21年度末	2,037	52.7%	1,291	64.4%	193	25.3%	12	16.9%	3,533	52.7%
	22年度末	2,102	50.9%	1,379	65.0%	215	23.2%	18	19.6%	3,714	51.1%
保 留 中	17年度末	607	16.4%	203	11.5%	90	22.7%	7	22.6%	907	15.4%
	18年度末	579	16.7%	172	9.7%	107	24.0%	8	21.6%	866	15.1%
	19年度末	806	22.2%	266	14.0%	191	33.9%	13	31.0%	1,276	20.8%
	20年度末	757	21.1%	290	15.2%	257	38.0%	18	40.0%	1,322	21.3%
	21年度末	1,053	27.2%	413	20.6%	339	44.4%	23	32.4%	1,828	27.3%
	22年度末	1,238	30.0%	436	20.6%	430	46.4%	25	27.2%	2,129	29.3%

有効求職：求職登録者のうち就職が決定していない者

就 業 中：求職登録者のうち被雇用者、自営業主、家族従業者として就業している者

保 留 中：求職登録者のうち病気もしくは障害の悪化のため、当分の間、求職活動ができない者

その他：発達障害者、高次脳機能障害者、難病その他職業生活を送る上で困難がある者

《参考》奈良県における民間企業の雇用状況

		H18. 6. 1	H19. 6. 1	H20. 6. 1	H21. 6. 1	H22. 6. 1	H23. 6. 1
実雇用率	奈良県	1.88%	1.81%	1.85%	2.00%	2.08%	2.08%
	全 国	1.52%	1.55%	1.59%	1.63%	1.68%	1.65%
雇用障害者数	奈良県	1,103.5人	1,147人	1,180人	1,300人	1,367.5人	1,566.5人
	全 国	283,750.5人	302,716人	325,603人	332,811.5人	342,973.5人	366,199.0人
雇用率達成企業の割合	奈良県	55.10%	55.20%	55.11%	57.73%	57.07%	55.12%
	全 国	43.40%	43.80%	44.90%	45.50%	46.97%	45.28%

民間企業：常用労働者数56人以上

(2) サービス見込量の達成状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の4つのサービスで構成され、それぞれ障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要なサービスです。

同行援護（平成23年10月～）を含めた平成23年度の利用実績は、県全体では計画値を上回っていますが、圏域別では西和圏域が99.9%と達成率をやや下回っている状況です。

小規模の町村では事業者の参入が少ないところも多く、参入促進を図っていく必要があります。

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
県全体	時間分	53,527	64,478	120.5%
奈良圏域		18,936	23,381	123.5%
西和圏域		12,417	12,398	99.9%
中和圏域		12,210	15,695	128.5%
東和圏域		8,154	9,701	119.0%
南和圏域		1,810	3,303	182.5%

※達成率：第2期計画の23年度におけるサービス見込量に対する23年度実績の割合

※時間分：月間の総利用時間数

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス及び短期入所（ショートステイ）の9つのサービスで構成されています。

生活介護をはじめとする5つのサービスについて、県全体の平成23年度の利用実績は計画値を上回りました。第1期計画において7つのサービスで計画値を下回っていたことと比較すると、全体としては堅調な伸びを示す結果となっています。

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び療養介護については、新規の事業者数が伸びていないこともあり、県全体の平成23年度の利用実績は計画値を大きく下回っており、就労継続支援（B型）についても、計画値より若干低くなっています。

圏域別にみると、生活介護では奈良圏域と西和圏域で計画値を下回っており、就労移行支援では西和圏域を除く圏域で計画値を下回っています。就労継続支援（A型）では南和圏域を除く圏域で計画値を上回っています。就労継続支援（B型）では奈良圏域と中和圏域で計画値を下回っています。児童デイサービスでは西和圏域を除く圏域において計画値を上回っています。全体としては、サービスごとに計画値を上回っている圏域と下回っている圏域とがあり、サービスごとの利用量に地域間格差が見られます。

障害のある人たちが安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援等の日中活動系サービスの提供は不可欠です。今後も、サービス内容の周知を図りながら、新規参入を積極的に進め、地域間の平準化を図り、サービス提供体制を充実していく必要があります。

【県全体】

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
生活介護	人日分	38,313	45,938	119.9%
自立訓練(機能訓練)	人日分	995	1,206	121.2%
自立訓練(生活訓練)	人日分	3,929	2,979	75.8%
就労移行支援	人日分	4,939	3,958	80.1%
就労継続支援(A型)	人日分	3,804	5,426	142.6%
就労継続支援(B型)	人日分	17,135	16,072	93.8%
療養介護	人分	60	32	53.3%
児童デイサービス	人日分	4,644	5,765	124.1%
短期入所	人日分	2,800	3,289	117.5%

※人日分:月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人分:月間の利用人数

【奈良圏域】

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
生活介護	人日分	12,100	9,947	82.2%
自立訓練(機能訓練)	人日分	100	178	178.0%
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,232	378	30.7%
就労移行支援	人日分	1,628	1,202	73.8%
就労継続支援(A型)	人日分	1,210	1,529	126.4%
就労継続支援(B型)	人日分	3,608	1,618	44.8%
療養介護	人分	20	8	40.0%
児童デイサービス	人日分	400	1,281	320.3%
短期入所	人日分	671	1,025	152.8%

【西和圏域】

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
生活介護	人日分	11,041	10,456	94.7%
自立訓練(機能訓練)	人日分	420	311	74.1%
自立訓練(生活訓練)	人日分	597	209	35.0%
就労移行支援	人日分	759	970	127.8%
就労継続支援(A型)	人日分	631	1,044	165.5%
就労継続支援(B型)	人日分	2,893	3,697	127.8%
療養介護	人分	11	5	45.5%
児童デイサービス	人日分	2,081	1,836	88.2%
短期入所	人日分	540	575	106.5%

【中和圏域】

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
生活介護	人日分	6,997	12,798	182.9%
自立訓練(機能訓練)	人日分	175	281	160.6%
自立訓練(生活訓練)	人日分	754	1,839	243.9%
就労移行支援	人日分	1,297	1,215	93.7%
就労継続支援(A型)	人日分	718	1,278	178.0%
就労継続支援(B型)	人日分	6,901	6,132	88.9%
療養介護	人分	20	16	80.0%
児童デイサービス	人日分	1,525	1,902	124.7%
短期入所	人日分	978	857	87.6%

【東和圏域】

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
生活介護	人日分	5,249	8,983	171.1%
自立訓練(機能訓練)	人日分	260	321	123.5%
自立訓練(生活訓練)	人日分	640	361	56.4%
就労移行支援	人日分	848	312	36.8%
就労継続支援(A型)	人日分	859	1,230	143.2%
就労継続支援(B型)	人日分	2,487	2,709	108.9%
療養介護	人分	5	2	40.0%
児童デイサービス	人日分	619	627	101.3%
短期入所	人日分	654	473	72.3%

【南和圏域】

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
生活介護	人日分	2,926	3,754	128.3%
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	115	皆増
自立訓練(生活訓練)	人日分	706	192	27.2%
就労移行支援	人日分	407	259	63.6%
就労継続支援(A型)	人日分	386	345	89.4%
就労継続支援(B型)	人日分	1,246	1,916	153.8%
療養介護	人分	4	1	25.0%
児童デイサービス	人日分	19	119	626.3%
短期入所	人日分	257	359	139.7%

③ 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）及び施設入所支援の3つのサービスで構成されています。

県全体での共同生活援助及び共同生活介護の平成23年度の利用実績は、計画値の593人に対し431人で達成率72.7%となっており、第1期計画の達成率71.6%からほぼ横ばいとなっています。圏域別では、西和圏域を除いた各圏域で計画値を下回っています。また、施設入所支援の県全体の平成23年度の利用実績は、計画値を下回っています。

共同生活援助及び共同生活介護は、地域生活移行の受け皿となる主要な生活の場であり、今後も積極的な整備を促進する必要があります。

【県全体】

	単位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	593	431	72.7%
施設入所支援	人分	1,236	1,061	85.8%

※旧法施設支援（入所）を含まない

【奈良圏域】

	単位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	253	109	43.1%
施設入所支援	人分	273	177	64.8%

【西和圏域】

	単位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	93	100	107.5%
施設入所支援	人分	322	211	65.5%

【中和圏域】

	単位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	115	106	92.2%
施設入所支援	人分	252	309	122.6%

【東和圏域】

	単位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	84	77	91.7%
施設入所支援	人分	238	213	89.5%

【南和圏域】

	単位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	48	39	81.3%
施設入所支援	人分	151	151	100.0%

④ 相談支援事業

障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害福祉サービスの提供体制を整備するだけでなく、障害のある人やその家族からの相談に応じて課題やニーズを把握し、必要なサービスに関する情報提供やサービスの利用に関する連絡調整を行う相談支援事業の充実が重要です。

相談支援事業の利用状況は、市町村間で相談件数のとらえ方や集計上の差異があることから、第2期障害福祉計画の達成状況を概括することは難しい状況ですが、各市町村における相談支援事業の充実・強化を支援し、相談支援事業におけるサービス等利用計画の作成が促進されることで、相談支援事業の適正な評価と質的向上を図っていきます。

	単 位	第2期計画値 (23年度)	実績値 (23年度)	第2期計画の 達成率
県全体	人分	3,516	4,384	124.7%
奈良圏域		1,936	2,118	109.4%
西和圏域		405	1,507	372.1%
中和圏域		945	613	64.9%
東和圏域		76	54	71.1%
南和圏域		154	92	59.7%

2. 第2期計画の評価

第1期計画においては、障害者自立支援法の施行による制度移行の時期であり、実績が目標値を超えたものは、訪問系サービスと日中活動系サービスのうち就労継続支援（A型）及び児童デイサービスに留まりました。

第2期計画は、平成23年度末における各数値目標の達成を目指したのですが、訪問系サービスのほか日中活動系サービスのうち5つのサービスで実績が目標値を超える結果となるなど、この間の累次の対策による利用者負担の軽減、特別対策事業の実施による事業者の経営基盤の強化及び新体系への移行促進等、制度の定着に向けた種々の取組の成果として評価できるものです。

しかしながら、依然として自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、共同生活介護、共同生活援助など目標値に比して実績値が低い水準のものがあり、サービスごとの利用量に地域間格差も見られることから、都市や中山間といった地域の実態を踏まえた対応が必要です。

地域生活への移行及び一般就労への移行については、支援体制の整備・充実に向けた各種施策や関係者の意識向上に取り組んだ結果、いずれも平成23年度末の目標を達成する見通しであり、新たな目標を設定し地域生活・一般就労への移行に向けた取組を促進する必要があります。

また、この計画の基本理念である「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現」と「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあう地域社会の実現」を目指し、その進捗状況を把握するためには、数値目標とその達成状況だけでなく、質的な評価と向上が必要となります。

このことから、県では「障害のある人の生活の質の向上」、「障害のある人の社会参加と就労の促進」、「障害のある人の安心の確保」という3つの基本的視点に沿って、引き続き数値目標やサービス見込量の実現を目指します。

II. 地域生活と就労への支援

1. 地域生活への支援

(1) 現状と課題

障害のある人の様々なニーズに対応し地域生活を支えるためには、安心して暮らせる「住まいの場」を確保するとともに、ライフステージや障害特性に応じた総合的な支援（トータルサポート）の実施に向けた体制づくり等に取り組む必要があります。

「住まいの場」の確保に向けては、グループホーム・ケアホームの整備費助成や体験利用といった従来の取組に加え、平成23年度は新たに県営住宅のグループホーム活用に取り組み、県営住宅で2箇所のグループホーム等を開設したところです。サービス見込量の確保に向け、引き続きこれらの取組を継続する必要があります。

また、トータルサポートの実施に向けては、相談支援体制等に関する実態調査を実施し、モデル事業に取り組んでいるところであり、引き続き、福祉・医療・保健・教育の連携強化や重症心身障害児者・発達障害者・高次脳機能障害者への支援に取り組むとともに、地域において指導的な役割を担う人材を育成する必要があります。

さらに、障害者自立支援法の改正に伴う相談支援の充実や障害者虐待防止法の施行に伴う権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の強化等に着実に対応することが重要です。

入院中の精神障害者に関する数値目標について、第3期計画においては、1年未満入院者の平均退院率の引き上げや、5年以上かつ65歳以上の退院者数を増加させることに着眼点が置かれていますが、平成20年度における本県の1年未満入院者の平均退院率は、全国平均の71.2%に対して55.5%に留まっており、精神障害者の地域生活における医療及び生活の両面で支援する必要があります。

(2) 数値目標

① 施設入所者の地域生活への移行の数値目標

項 目	目標数値
平成17年10月現在の全施設入所者数	1,407人
上記のうち、平成26年度末における施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数	251人

※平成24年3月末までの地域移行者数（見込） 158人

② 入院中の精神障害者に関する数値目標

項 目	目標数値
平成20年6月30日現在の精神科病院における1年未満入院者の平均退院率	55.5%
平成26年6月30日現在の精神科病院における1年未満入院者の平均退院率	59.4%
平成23年度における退院者のうち65歳以上かつ5年以上入院していた者の数	60人
平成26年度における退院者のうち65歳以上かつ5年以上入院していた者の数	72人

(3) 達成に向けた取組

① 障害のある人が安心して暮らせる「住まいの場」の確保

- ・公営住宅のグループホーム・ケアホームへの活用やグループホーム等の整備費助成により「住まいの場」を確保するとともに、体験利用制度や家賃助成により円滑な地域移行を推進します。

② 障害のある人のライフステージや障害特性に応じた総合的な支援

- ・総合的な支援（トータルサポート）の実施に向けて、福祉・医療・保健・教育の連携強化や重症心身障害児者・発達障害者・高次脳機能障害者への支援に取り組むとともに、地域において指導的な役割を担う人材を育成します。

③ 地域における相談支援体制の充実

- ・県自立支援協議会や圏域マネージャーの活動等を通じて広域的・専門的な相談支援体制の構築を推進するとともに、地域自立支援協議会の活性化に向けて市町村への助言・支援を行うなど、地域の実情に応じた総合的なサービスを提供できる相談支援体制の充実を図ります。
- ・障害者自立支援法の改正に伴うサービス等利用計画の対象者拡大や地域移行・地域定着支援の個別給付化等に対応するための体制を整備するとともに、相談支援の質の確保に向けた取組を推進します。

④ 障害のある人の権利擁護の推進

- ・障害者虐待防止法の施行を踏まえ、「(仮称) 奈良県障害者権利擁護センター」を設置し、関係者と連携の上、現行の「在職障害者の権利擁護通報システム」の充実を図るとともに、市町村障害者虐待防止センターの設置・運営への支援・助言等を行うことにより、障害者権利擁護・虐待防止に向けた支援体制を強化します。
- ・また、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、地域において指導的役割を担う人材を育成します。
- ・引き続き、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、障害福祉圏域ごとに担当弁護士を配置し、地域における権利擁護体制を支援します。

⑤ 地域生活を支える障害福祉サービスの充実

- ・従来の訪問系サービスや自立訓練事業に加え、平成23年10月から実施している重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の利用を推進します。

⑥ 障害のある人の地域生活に対する地域住民の理解促進

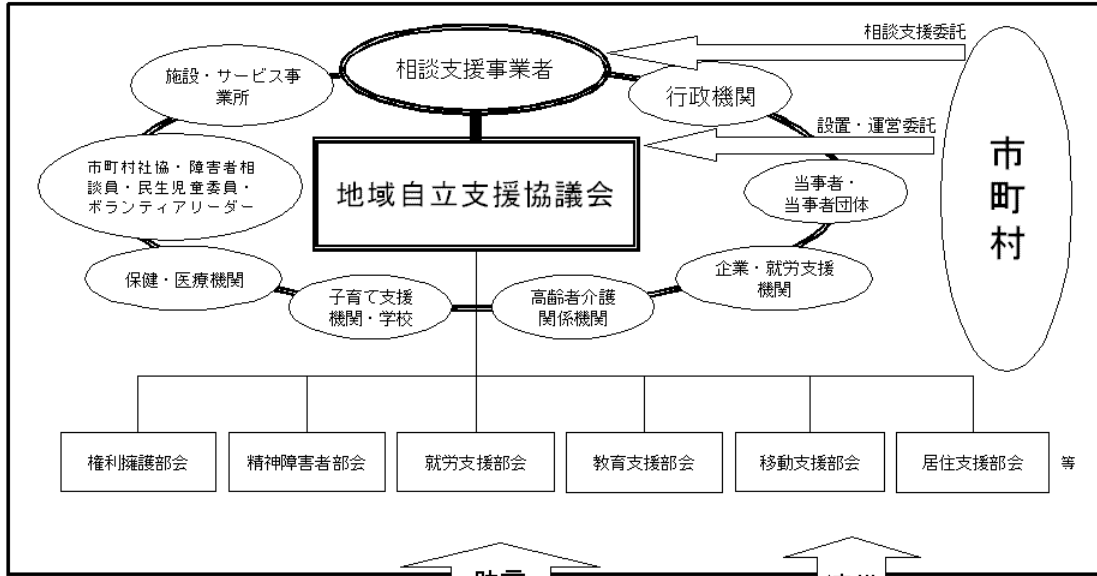
- ・障害福祉サービス従事者等を対象とした研修の実施により優れた人材の育成を図るとともに、地域における交流活動や社会参加活動を促進することにより、障害のある人と地域住民の相互理解や連帯感を深め、差別や偏見のない共に支えあう地域づくりを進め、地域移行とその定着を促進します。

⑦ 精神障害者の地域生活における医療、生活面の支援の充実

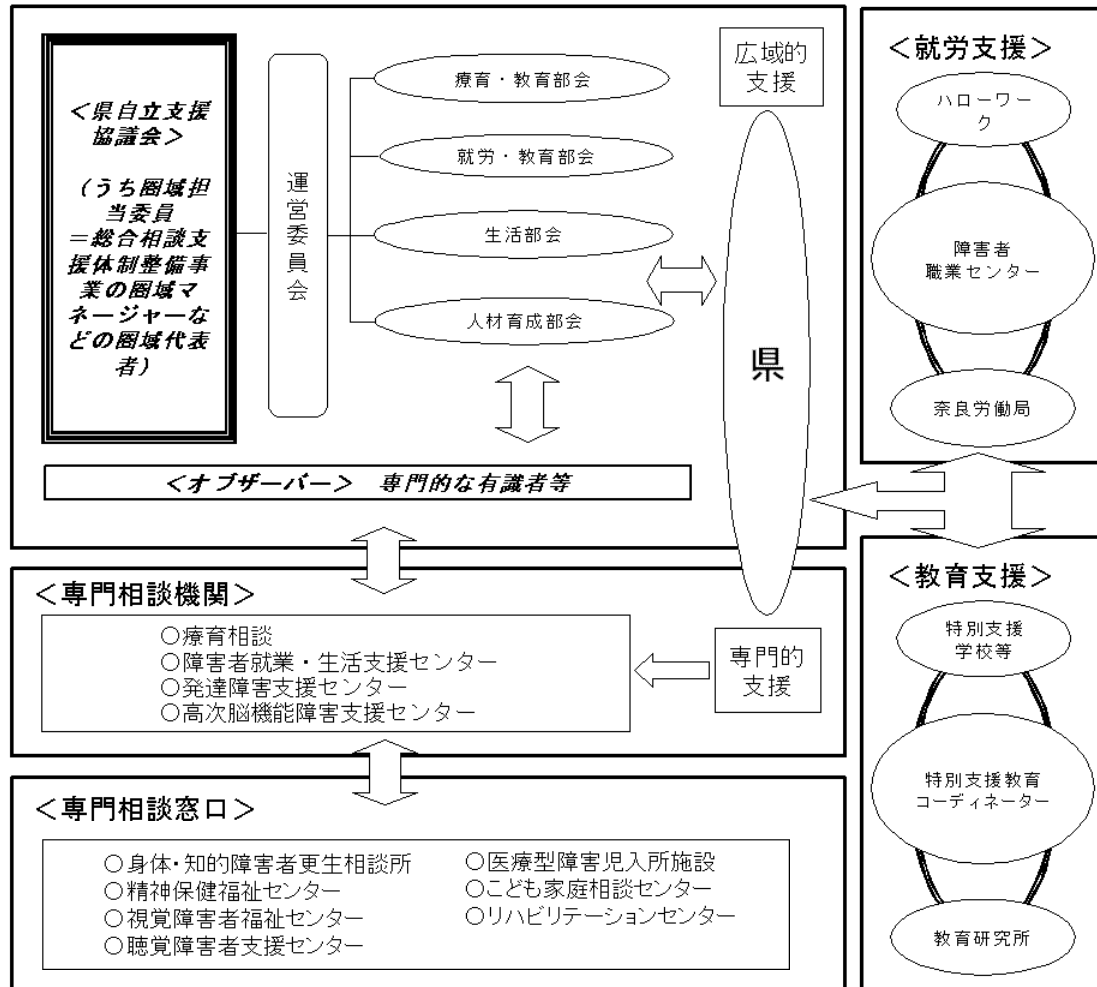
- ・入院中の精神障害者に対する施策や制度等の社会資源に関する情報提供を積極的に行います。
- ・長期入院後に退院した人や、入退院を繰り返す人に対するアウトリーチ（訪問）による支援を行います。
- ・居宅で一人暮らしをしている人に対する緊急時における連絡・相談等のサポート体制を構築します。

《参考》障害者自立支援法における相談支援体制のイメージ

市町村地域自立支援協議会



県自立支援協議会



2. 就労への支援

(1) 現状と課題

障害者雇用施策と障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ、福祉的就労から一般雇用への促進、就業・生活の両面にわたる一体的な支援の実施等を着実に展開していくことが求められています。

また、障害者雇用を進めていくためには、官民一体となった取組を進めるとともに、企業側の障害者雇用に対する理解を促し、障害のある人がその企業でどのように働けるのか、雇用モデルを示しながら、就労関係機関が特別支援学校や福祉施設等との緊密な連携のもと、支援を着実に推進していくことが重要です。

このため、障害者雇用システムの構築を検討していくとともに、特別支援学校などの卒業時に重点を置いた就労支援を行うなど、個人の状況に応じて早い時期から就労を目標とした支援を行うことも検討していく必要があります。併せて、福祉施設で働く障害のある人たちの自立した地域生活を支援するため、福祉的就労における工賃向上への積極的な取組が必要です。

(2) 数値目標

① 福祉施設から一般就労への移行の数値目標

項 目	目標数値
平成26年度において福祉施設から一般就労する者の数	83人
平成26年度までに現在の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数	352人
平成26年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する件数	83件
平成26年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練事業の受講者数	25人
平成26年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数	42人
平成26年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数	42人
平成26年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	83人
平成26年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数	5か所

※平成23年度の一般就労移行者数（見込） 81人

(3) 達成に向けた取組

奈良県障害者計画第3部第1編「基本編」のⅡ「障害のある人の社会参加と就労の促進」に記載されている事項をもとに、以下の事項に積極的に取り組みます。

① 県が率先して障害者雇用への取組を推進

- ・ 中和圏域における市町村職場実習受入に向けた取組事例をモデルとして、県が支援していくためのしくみづくりを自立支援協議会等を通じて積極的に進めます。
- ・ 平成22年度に全ての圏域に設置した障害者就業・生活支援センターと密接に連携し、センター機能の充実を図ります。
- ・ 県が発注する庁舎の清掃委託に障害者雇用の義務付け等を引き続き進めます。
- ・ 知事をトップとして各部局長からなる「障害者政策推進本部」を設置し、各部局の連携のもと県が率先して障害者施策に取り組みます。

② 奈良県版障害者雇用システムの検討

- ・ 障害者雇用の促進に向けて、特別支援学校・福祉施設・就労関係機関が一体となって障害のある人と企業のマッチングを進めることができるよう、県独自に雇用システムのあり方を検討します。

③ 県内各界のトップで構成する会議等における課題共有・意識啓発

- ・ 県内各界（経済、労働、教育等）のトップで構成する「障害者政策推進トップフォーラム」を開催し、官民が一体となって課題を共有するとともに、障害者雇用などの取組を推進します。

④ 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践

- ・ 実践を通じた障害者雇用モデルの創出、県内企業の障害者雇用への取組を拡大します。

⑤ 福祉的就労への支援

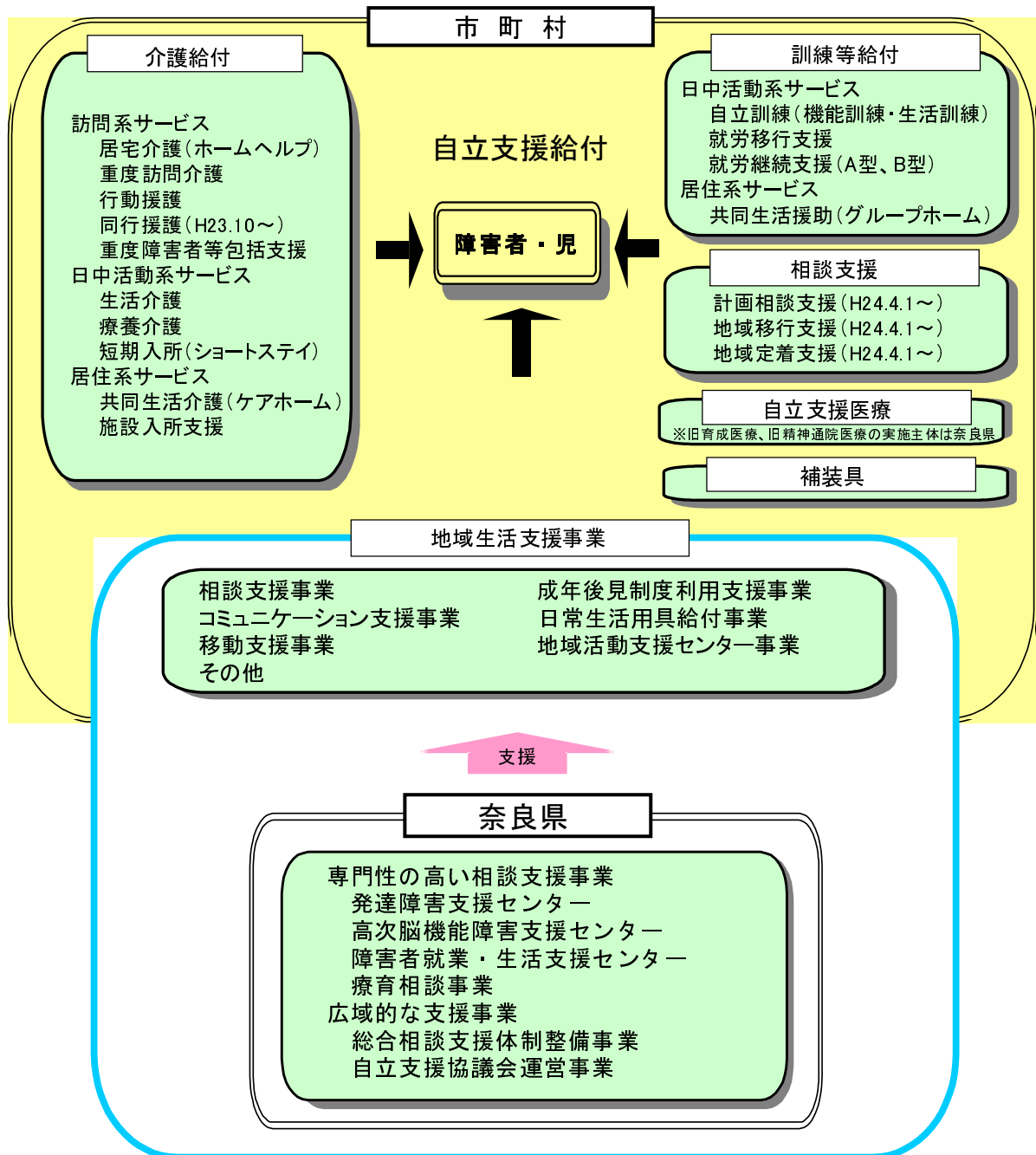
- ・ 複数の障害者施設による協働した取組に対する支援や、売れる授産品づくりへの取組の拡大を図ります。
- ・ 県の物品購入・役務の調達の際に障害者施設等を積極的に活用します。

⑥ 企業による障害者雇用の促進

- ・ 県の物品購入・役務の調達の際に障害のある人を多数雇用する企業を積極的に活用します。
- ・ 県内の大企業に対して特例子会社の設置を働きかけるとともに、市町村と連携し障害のある人を多数雇用する企業等に対する支援措置の拡大に向けて検討します。

Ⅲ. 障害福祉サービス等の確保

1. 障害者自立支援法のサービス体系



2. サービス見込量及び確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① サービス見込量

【県全体】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	64,478	74,197	82,890	92,671

【奈良圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	23,381	25,904	28,675	31,739

【西和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	12,398	14,791	16,930	19,547

【中和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	15,695	17,498	18,727	20,037

【東和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	9,701	12,295	14,513	16,984

【南和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	3,303	3,709	4,045	4,364

※数値は、各市町村における居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の見込量の合計値

② 確保のための方策

- ・各地域において、訪問系サービスを必要とする人が適切にサービスを受けることができるよう引き続き基盤整備を促進します。
- ・介護サービス事業所に従事するホームヘルパー等に対し、障害のある人と障害の特性を理解し技術の向上を図るための研修を行うことにより、訪問系サービスへの事業拡大や参入意向を促進します。
- ・重度訪問介護従事者、行動援護従事者、同行援護従事者に対する養成研修の実施により、適切な人材の育成・確保に努め、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援等、重度重複障害のある人をはじめとした支援を必要とする障害のある人の地域生活を支援するサービスへの事業拡大や参入意向を促進します。

(2) 日中活動系サービス

① サービス見込量

【県全体】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	45,938	57,219	62,265	67,974
自立訓練（機能訓練）	人日分	1,206	1,501	1,562	1,667
自立訓練（生活訓練）	人日分	2,979	3,395	3,697	4,118
就労移行支援	人日分	3,958	4,870	5,660	6,477
就労継続支援（A型）	人日分	5,426	6,647	7,820	9,153
就労継続支援（B型）	人日分	16,072	18,157	19,990	22,370
療養介護	人分	32	172	177	184
短期入所	人日分	3,289	3,771	4,133	4,553

【奈良圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	9,947	16,380	17,100	17,820
自立訓練（機能訓練）	人日分	178	238	238	238
自立訓練（生活訓練）	人日分	378	390	455	520
就労移行支援	人日分	1,202	1,264	1,344	1,424
就労継続支援（A型）	人日分	1,529	1,760	1,914	2,068
就労継続支援（B型）	人日分	1,618	1,764	1,944	2,136
療養介護	人分	8	46	46	46
短期入所	人日分	1,025	1,134	1,204	1,274

【西和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	10,456	12,703	14,591	16,832
自立訓練（機能訓練）	人日分	311	393	412	431
自立訓練（生活訓練）	人日分	209	207	246	265
就労移行支援	人日分	970	1,237	1,436	1,683
就労継続支援（A型）	人日分	1,044	1,329	1,682	2,098
就労継続支援（B型）	人日分	3,697	4,190	4,888	5,791
療養介護	人分	5	39	39	42
短期入所	人日分	575	670	780	899

【中和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	12,798	13,971	15,258	16,515
自立訓練（機能訓練）	人日分	281	445	489	533
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,839	2,192	2,390	2,755
就労移行支援	人日分	1,215	1,647	1,955	2,265
就労継続支援（A型）	人日分	1,278	1,676	2,046	2,419
就労継続支援（B型）	人日分	6,132	6,884	7,388	8,131
療養介護	人分	16	42	44	45
短期入所	人日分	857	1,045	1,144	1,268

【東和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	8,983	10,105	11,125	12,489
自立訓練（機能訓練）	人日分	321	358	378	420
自立訓練（生活訓練）	人日分	361	380	380	352
就労移行支援	人日分	312	375	469	565
就労継続支援（A型）	人日分	1,230	1,498	1,774	2,122
就労継続支援（B型）	人日分	2,709	3,122	3,429	3,851
療養介護	人分	2	29	31	33
短期入所	人日分	473	551	583	624

【南和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	3,754	4,060	4,191	4,318
自立訓練（機能訓練）	人日分	115	67	45	45
自立訓練（生活訓練）	人日分	192	226	226	226
就労移行支援	人日分	259	347	456	540
就労継続支援（A型）	人日分	345	384	404	446
就労継続支援（B型）	人日分	1,916	2,197	2,341	2,461
療養介護	人分	1	16	17	18
短期入所	人日分	359	371	422	488

※各サービス毎の数値は、各市町村における見込量を合計したもの

② 確保のための方策

- ・日中活動系サービスを必要とする人が適切にサービスを受けることができるよう、引き続き日中活動の場の基盤整備を促進します。
- ・サービス事業者の安定的な事業運営を維持するための支援、サービス充実・拡大のための施設改修費等への助成、新事業の経営に必要な情報・研修の機会の提供及び県内外の成功事例の紹介等を積極的に行います。
- ・サービス管理責任者研修等の実施により、適切な人材の養成・確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービス見込量

【県全体】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助、共同生活介護	人日分	431	537	635	715
施設入所支援	人日分	1,061	1,356	1,356	1,349

【奈良圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助、共同生活介護	人日分	109	130	150	170
施設入所支援	人日分	177	335	325	310

【西和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助、共同生活介護	人日分	100	115	133	143
施設入所支援	人日分	211	277	277	277

【中和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助、共同生活介護	人日分	106	136	172	203
施設入所支援	人日分	309	335	341	347

【東和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助、共同生活介護	人日分	77	99	116	129
施設入所支援	人日分	213	250	251	251

【南和圏域】

サービス	単位	23年度 (実績)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助、共同生活介護	人日分	39	57	64	70
施設入所支援	人日分	151	159	162	164

② 確保のための方策

- ・ 地域生活への移行等により、居住系サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、引き続き居住の場の基盤整備を促進します。
- ・ 障害のある人の地域での自立した生活を進めるため重要な役割を果たしているグループホーム・ケアホームの創設に対する助成、ケアホームのバリアフリー化等の改修費用への助成を行います。
- ・ 地域の人々に対して障害のある人への理解や意識啓発を促し、グループホーム・ケアホームの設置が地域において受け入れられやすい環境づくりを進めます。
- ・ 地域移行を目指す障害のある人にとって、グループホーム・ケアホームが利用しやすいものとなるよう、体験利用等の施策を推進します。
- ・ 住宅への入居にあたって、物件情報の収集・周知、障害のある人に配慮した公営住宅の整備等の支援に努めます。
- ・ サービス管理責任者研修等の実施により、適切な人材の養成・確保に努めます。
- ・ 施設入所支援を必要とする人が夜間や休日に快適な生活ができるよう、生活の場の確保を図ります。
- ・ 施設入所支援に関する適切な人材の養成・確保に努めます。

(4) 相談支援

① サービス見込量

【県全体】

サービス	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	1,822	2,679	3,482
地域移行支援		125	167	214
地域定着支援		153	216	291

【奈良圏域】

サービス	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	483	517	587
地域移行支援		20	32	52
地域定着支援		28	49	85

【西和圏域】

サービス	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	338	540	785
地域移行支援		48	54	59
地域定着支援		42	49	54

【中和圏域】

サービス	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	468	1,029	1,393
地域移行支援		24	34	43
地域定着支援		46	58	70

【東和圏域】

サービス	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	393	422	499
地域移行支援		6	9	11
地域定着支援		6	12	18

【南和圏域】

サービス	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	140	171	218
地域移行支援		27	38	49
地域定着支援		31	48	64

※数値は、各市町村における見込量を合計したもの

② 確保のための方策

- ・ 県自立支援協議会や圏域マネージャーの活動等を通じて広域的・専門的な相談支

援体制の構築を推進するとともに、地域自立支援協議会の活性化に向けて市町村への助言・支援を行うなど、地域の実情に応じた総合的なサービスを提供できる相談支援体制の充実を図ります。

- ・障害者自立支援法の改正に伴うサービス等利用計画の対象者拡大や地域移行・地域定着支援の個別給付化等に対応するための体制を整備するとともに、相談支援の質の確保に向けた取組を推進します。

(5) 県が実施する地域生活支援事業

① 見込量

		専門性の高い相談支援事業				広域的な支援事業	
		①発達障害支援センター	②高次脳機能障害支援センター	③障害者就業・生活支援センター	④療育相談療育コーディネーター事業	①総合相談支援体制整備事業	②自立支援協議会運営事業
19年度 (実績)	実施箇所数	1	-	2	3	4	1
	利用者数	1,976	-	338			
20年度 (実績)	実施箇所数	1	1	3	3	4	1
	利用者数	2,006	414	635			
21年度 (実績)	実施箇所数	1	1	4	3	4	1
	利用者数	2,383	1,562	728			
22年度 (実績)	実施箇所数	1	1	5	3	4	1
	利用者数	2,603	1,836	743			
23年度 (見込)	実施箇所数	1	1	5	3	4	1
	利用者数	2,860	1,990	819			
24年度 (見込)	実施箇所数	1	1	5	3	4	1
	利用者数	3,146	2,149	873			
25年度 (見込)	実施箇所数	1	1	5	3	4	1
	利用者数	3,460	2,320	927			
26年度 (見込)	実施箇所数	1	1	5	3	4	1
	利用者数	3,806	2,505	981			

② 確保のための方策

- ・発達障害支援センター、高次脳機能障害支援センター、障害者就業・生活支援センター、療育相談事業等による専門性の高い相談支援事業、総合相談支援体制整備事業等による広域的な相談支援事業を効果的に実施するため、県自立支援協議会における検討を進め、県全体及び圏域の相談支援体制の整備を推進します。
- ・圏域マネージャー等の活動を通して、市町村が実施する相談支援事業や地域自立支援協議会等による地域の課題の検討など相談支援体制の整備に向けた支援を行います。
- ・重度重複障害や強度行動障害のある人などに対する支援は、在宅サービスや在宅医療の充実を図るとともに、福祉、保健、医療及び教育等の関係機関との連携が不可欠であり、支援のネットワークづくりへの働きかけを進めます。
- ・相談支援従事者研修（初任者・現任）や専門研修等の実施により、適切なサービスが提供できる人材の養成・確保に努めます。
- ・市町村において、コミュニケーション支援や移動支援事業等の地域生活支援事業が適切に実施されるよう、情報提供や情報交換のための支援を行います。

IV. 人材育成

地域生活移行や就労移行を支援し、障害福祉サービス等の基盤整備を図るため、障害のある人を支える人材の育成に重点的に取り組みます。

福祉・介護サービス従事者の人材確保が厳しい現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供していく必要があります。このため、人材の確保・定着及び資質の向上に取り組み、障害のある人の主体的な生活をサポートする優れた人材を質・量ともに拡充するなど、適切な研修の実施を図ります。

求められている支援者像は、障害のある人の権利擁護やエンパワメントを支援する人、重度重複障害や強度行動障害をはじめ様々な障害特性を理解し援助技術を実践する人、地域住民に対して障害のある人との交流活動等への参加を呼びかけて地域のネットワークの中心的な役割を果たす人であると考えます。

それぞれの現場で信頼される人材の育成を進めるとともに、障害のある人と支援者とが相互に信頼関係を築きながら、いきいきとした暮らしが営まれる地域づくりを目指します。

1. 障害者ケアマネジメントによる相談支援に関する人材育成

① 相談支援従事者研修

区 分	目 的	内 容	対 象 者
相談支援従事者 初任者研修	障害者ケアマネジメントに基づき、新たに相談支援事業に従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の概要 ・ 障害者ケアマネジメントの手法 ・ 地域生活支援 ・ アセスメント、ケア計画等の演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務に従事しようとする者
相談支援従事者 現任研修	障害者ケアマネジメントに基づき、現に相談支援事業に従事する者へのフォローアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の基本的理解 ・ 障害者ケアマネジメントの実践演習 ・ チームアプローチ ・ スーパーバイズ、自己検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
障害者ケアマネジメント指導者研修	圏域における相談支援体制の整備を推進するため、圏域マネージャーとともに地域の中心的役割を担う人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援専門員等のスキルアップ ・ 法の円滑な施行準備のための研修 ・ 専門コース別研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援従事者初任者研修及び現任研修の受講対象者等

《参考》相談支援従事者研修の実施状況

(人)

区 分	相談支援従事者初任者研修		相談支援従事者現任研修	
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数
1 2年度	79	73	-	-
1 3年度	84	73	-	-
1 4年度	77	72	-	-
1 5年度	141	128	34	33
1 6年度	113	103	20	20
1 7年度	133	124	27	27
1 8年度	184	170	44	39
1 9年度	254	250	32	28
2 0年度	176	173	36	32
2 1年度	170	169	34	32
2 2年度	160	150	28	25
2 3年度	191	174	55	54
合 計	1,762	1,659	310	290

《参考》障害者ケアマネジメント指導者研修の実施状況

(人)

区 分	事業所職員		市町村職員	
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数
2 1年度	39	37	6	5
2 2年度	27	27	4	4
2 3年度	50	49	10	10
合 計	116	113	20	19

② サービス管理責任者研修

目 的	内 容	対 象 者
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを実施する事業者の指定に係る人員配置基準において規定された、サービス管理責任者として従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者の役割 ・アセスメント、モニタリングの手法 ・サービス提供プロセスの管理に関する演習(分野別) 介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者に従事しようとする者 療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、共同生活援助、共同生活介護、就労移行支援、就労継続支援

《参考》サービス管理責任者研修の実施状況

(人)

区分	介護		地域生活 (身体)		地域生活 (知的・精神)		就労		児童	
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数
18年度	35	35	3	3	33	33	46	46	13	13
19年度	59	59	3	3	39	39	55	55	15	15
20年度	53	53	0	0	48	48	49	49	23	23
21年度	48	48	1	1	28	28	41	41	14	14
22年度	52	52	0	0	50	50	47	47	25	25
23年度	57	57	0	0	43	43	41	41	36	36
合計	304	304	7	7	241	241	276	276	126	126

2. 障害程度区分認定に関する人材育成

① 障害程度区分認定調査員研修

目的	内容	対象者
公平、公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査に関する基本的な考え方 支給決定手続きの流れ 認定基準、一次判定、二次判定の考え方 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員 指定相談支援事業所の職員等

《参考》障害程度区分認定調査員研修の実施状況

(人)

区分	実施日	認定調査員 委嘱(予定)者	市町村職員	計
17年度	H18. 1. 26	5	103	203
	H18. 1. 27	6	89	
18年度	H18. 4. 28	83	54	194
	H18. 8. 21	22	35	
19年度	H19. 6. 22	32	53	85
20年度	H20. 6. 23	32	41	73
21年度	H21. 6. 26	34	39	73
22年度	H22. 6. 25	21	38	59
23年度	H23. 7. 5	24	33	57
合計		259	485	744

② 市町村審査会委員研修

目的	内容	対象者
公平、公正かつ適切な審査判定を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 審査判定に関する基本的な考え方 支給決定手続きの流れ 認定基準、一次判定、二次判定の考え方 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村審査会委員に委嘱された者、委嘱が予定される者(障害者施設・団体関係者、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、理学療法士、作業療法士等)

《参考》市町村審査会委員研修の実施状況

(人)

区分	実施日	審査会委員 委嘱(予定)者	市町村職員	計
17年度	H18.3.2	43	54	97
18年度	H18.5.18	50	22	135
	H18.8.21	47	16	
19年度	H19.5.23	70	19	89
20年度	H20.7.17	54	11	65
21年度	H21.8.5	50	8	58
22年度	H22.7.15	57	7	64
23年度	H23.7.5	43	19	62
合計		414	156	570

③ 主治医研修

目的	内容	対象者
市町村審査会において判定の重要な資料である医師意見書の記載が適切に行われるよう、医師意見書の記載方法等について研修を行い、適切な審査の実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 主治医の役割 支給決定のしくみ 市町村審査会における審査判定の方法 医師意見書の具体的記載方法 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 医師意見書を記載する医師

《参考》主治医研修の実施状況

(人)

区分	実施日	医師	市町村職員	計
17年度	H18.1.21	145	26	171
18年度	H19.2.1	211	20	231
19年度	H20.1.27	213	17	230
20年度	H21.1.31	171	18	189
21年度	H22.3.11	159	7	166
22年度	H22.12.9	71	25	96
23年度	H24.2.2	104	4	108
合計		1,074	117	1,191

3. 訪問系サービスに関する人材育成

① 重度訪問介護従事者養成研修

- ・ 重度訪問介護従事者養成研修により、重度訪問介護事業の従事者として必要な知識、技能の修得を促進します。

② 行動援護従事者養成研修

- ・ 行動援護従事者養成研修により、行動援護事業の従事者として必要な知識、技能の修得を促進します。

③ 同行援護従事者養成研修

- ・ 同行援護従事者養成研修により、同行援護事業の従事者として必要な知識、技能の修得を促進します。

4. コミュニケーション手段に関する人材育成

聴覚や視覚に障害のある人への日常生活や社会参加の促進を図るため、手話通訳者、点訳・音訳奉仕者、盲ろう通訳介助員の養成を行い、コミュニケーション手段の確保を図ります。

《参考》手話通訳者等の状況

(人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
手話通訳者数	99	97	107	110	117
要約筆記奉仕員数	100	117	94	107	103
盲ろう通訳介助員数	28	32	32	28	33
点訳・音訳奉仕員数	326	321	319	318	301

5. 喀痰吸引等に関する人材育成

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行を踏まえ、介護職員等による喀痰吸引及び経管栄養の実施のために必要な知識、技能の習得を促進します。

用語の解説

【あ】

委託訓練事業

障害のある人の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労や教育の現場で教育を行い、障害のある人に、就労に必要な基礎的な知識や技能を付与することを目的としている。

一般雇用

労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業等への就労。

一般就労

雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより地域での自立生活および社会参加を目的とする事業。

【か】

強度行動障害

生活環境に対して自傷他害等の不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難をもつ障害のある人のこと。

居宅介護（ホームヘルプ）

入浴・排泄・食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行う。

グループホーム（共同生活援助）

地域にある住宅において、数人の障害のある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスの提供や相談を行う。

ケアホーム（共同生活介護）

グループホームの対象となる人よりも介助の必要な人に、相談その他日常生活の介助を行う。

計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児等を対象に、支給決定又は支給決定の変更の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行う。また、支給決定後、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

圏域マネージャー

西和・中和・東和・南和の4圏域に圏域マネージャーを配置し、圏域における相談支援体制に関する助言支援、地域自立支援協議会の設置・運営に関する助言支援、ネットワークづくりのための会議、講習会、研修会等の開催、困難な事例等に関する助言支援など、相談支援のネットワークづくりの活動を実施する。

権利擁護

障害のある人等で、権利を自分のこととして主張し、獲得するということが容易に出来ない人のために、「アドボカシー」（代弁）し、権利と利益を守っていくこと。

高次脳機能障害

病気や事故などのさまざまな原因により脳が損傷を受けたために、言語・思考・記憶・学習や行為の感情などの知的な機能に障害が起きること。注意力や集中力が低下する、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が効かなくなる、意欲が低下して何もしなくなるなどの症状がある。

高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害のある人や家族等を支援するために設置された支援拠点。相談に応じ適切な指導または助言を行うとともに、関係機関等との連携強化により、高次脳機能障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

行動援護

著しい行動障害を有する知的障害・精神障害のある人で、常に介護を必要とする人に対し、移動の介護、危険回避のための援護などの支援を行う。

【さ】

施設入所支援

障害者施設等に入所する障害のある人に対して、生活の質の向上に向けた支援を行うとともに、夜間などにおける入浴・排泄・食事等の介護を行う。

児童デイサービス

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う。障害者自立支援法等の改正に伴い、平成24年4月1日から児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として発達支援事業又は放課後等デイサービス事業に移行する。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障害のある人であって、その必要度が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

重度重複障害

障害が二つ以上重なっていることと、発達の側面や行動的側面からみて障害の程度が極めて重い状態。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする人に対し、入浴・排泄・食事の介護及び移動の介護等を総合的に行う。

就労移行支援

一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人であって、就労を希望する人に対し、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。

就労継続支援

(A型) 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を雇用し、生産活動その他を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

(B型) 雇用には至らないが、雇用に向けより実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

障害者ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善と開発を推進する援助方法。

障害者試行雇用事業

障害のある人に対する知識や雇用経験がなく、障害者雇用をためらっている事業所に障害のある人を試行雇用の形で受け入れてもらい、障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就労及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、就労、福祉、教育等、関係機関と連携を図り、必要な指導や助言などの支援を行う拠点。

障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立した日常生活を支援する観点から平成18年4月1日に施行された。これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた障害福祉サービスについて、障害の種別にかかわらず障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、共通の制度の下、一元的にサービスを提供する仕組みが構築された。また、働きたいと考えている障害のある人に対して、就労の場を確保する支援の強化や障害程度区分を導入し、支給決定のプロセスの明確化や国の費用負担の責任を強化すると同時に、サービス費用をみんなで負担し支えあう仕組みが強化されることとなった。平成22年12月の法改正により、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が、平成24年4月1日から、相談支援の充実等が実施される。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的として制定され、平成24年10月1日から施行される。

障害福祉サービス等

サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

職場適応のために支援を要する障害のある人が働く職場に出向き、障害の特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。平成14(2002)年、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により制度化され、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」が奈良障害者職業センターにおいて実施されている。

ショートステイ（短期入所）

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害福祉施設等に短期間入所させ、必要な介護等の支援を行う。

自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行う。

自立訓練（生活訓練）

知的障害・精神障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

自立支援協議会

奈良県自立支援協議会と市町村地域自立支援協議会がある。奈良県自立支援協議会は圏域毎の相談支援体制の状況を評価し、体制整備の方策の助言や専門的分野における支援方策について情報の共有・普及などを行う。市町村地域自立支援協議会は相談支援事業の運営に関することや困難事例への対応のあり方に関する事、地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事などを協議する。

生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に対し、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴・排泄・食事等の介護や創作的活動・生産活動等の支援を行う。

成年後見制度

痴呆性高齢の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、契約等の法律行為（法律上の権利・義務を発生させる行為）を行うために必要な判断能力を欠く者や不十分な者に対して、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任するなどによって、支援や保護を行う民法上の制度。

相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。

【た】

地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害福祉施設等に短期間入所させ、必要な介護等の支援を行う。

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与する。

地域定着支援

居宅において単身で生活をする障害者や、居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため緊急時等の支援が見込まれない障害者であって、地域生活を継続していくための支援体制が必要と見込まれる者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の便宜を供与する。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

特例子会社

障害のある人の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

【は】

発達障害者支援センター

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある人とその家族を支援するため設置された支援拠点。発達障害に関する諸問題に対する相談、助言や発達支援に対する指導、助言、就労に向けて必要な相談などによる支援を実施するとともに、普及啓発や関係機関との連絡調整等を行う。

バリアフリー

障害のある人や高齢の人が社会生活をしていくうえで、障壁＝バリアとなるものを除去するという意味で、手すり、視覚障害者誘導ブロック等の設置や段差を取り除くといった物理的な意味の他に、障害のある人が必要な情報を得るうえでのバリアを取り除くため、障害のある人に対応した情報提供やそのための環境整備を行う情報面や障害のある人に対する心のバリアを除く意識面等、物理的・社会的・心理的全てのバリアを除去していこうという意味で用いられる。

福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障害のある人のために配慮された環境（就労移行支援、就労継続支援施設など）への就労。

ホームヘルプサービス

障害者が、居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における介護、その他の生活全般にわたる援助を行うもの。

【や】

要約筆記

中途失聴者、難聴者の参加する集会や会議等で、話の内容を筆記し、スクリーンに投写するコミュニケーション手段。通常OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使うが、対象となる難聴者等が少数の場合は、紙に筆記するノートテイクも行う。パソコンを利用する場合も多い。

【ら】

ライフステージ

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けて区分した段階。それぞれの段階において生起する生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。